

専利権侵害相談案件審査管理弁法

(復審発 [2020]18号 2020年7月22日)

第一章 総則

第一条 知的財産権保護を強化し、知的財産権の強力保護体制の構築を促進し、知的財産権の迅速な権利行使業務に関する多部門の連携を促進し、専利権侵害相談案件（以下、「相談案件」という）の審理を適正化し、相談案件の審理期間を効果的に管理し、相談案件の迅速な審理の仕組みを構築するために、この弁法を制定する。

第二条 相談案件の審査には方式審査及び合議体審査の2つの段階を含む。

第三条 復審・無効審判部立件及びプロセス管理処は相談案件の委託資料の受理を担当し、かつ専任者を配置して方式審査及び受理・文書発送業務を行う。

第四条 相談案件の合議体審査は研究処が配置した審査業務専門家が担う。

第二章 案件の受理

第五条 相談案件の委託資料を受け取った後、相談案件が方式審査を通過し、又は補正を経て通過した後に、方式審査及び立件・受理業務は通常当日に完了しなければならないが、最長でも3業務日を超えないものとする。

第六条 相談案件は、方式審査を経て関連規定に適合せず、補正を経てもなお関連規定に適合しない場合には、立件及びプロセス管理処は委託組織に通知を發出し、相談案件不受理の結論及び理由を告知しなければならない。

第七条 相談案件を受理した後に、立件及びプロセス管理処は委託資料の原本を出版社に提出してスキャン及びデータ加工を行うとともに、委託資料をコピーし、それを研究処に転送する必要がある。

第八条 スキャン及びデータ加工が完了した後に、立件及びプロセス管理処は速やかに電子審査承認システムにおいて相談案件を研究処に割り当て、新規案件情報通知を發出しなければならない。

第三章 案件の割当

第九条 研究処は立件及びプロセス管理処から転送された相談案件の委託材料の写しを受け取った後に、迅速に審査業務専門家を集めて合議体を設置し、案件の事前審理業務を行わなければならない。

第十条 新規案件情報通知を受け取った後に、研究処は確定した合議体構成員に基づき電子審査承認システムにおいて合議体の割当を完了し、かつ合議体に新規案件情報通知を発送しなければならない。

第十一条 新規案件情報通知を受け取った後に、合議体は事前審理状況に基づき、電子審査承認システムにおいて相談意見の作成を完成させる。

第四章 案件の合議審査及び文書発送

第十二条 合議体は案件資料を受け取ってから5業務日以内に権利侵害相談結論を出すことができるか否かを判断しなければならないが、資料の補充が必要な場合には、委託組織に関連資料の補充を告知する。確かに権利侵害相談結論を出すことができないと判断した場合には、委託組織にその理由を告知するとともに、相談案件の審査を終了する。

第十三条 合議体は審査を経て権利侵害相談結論を出すことができると判断した場合には、案件資料を受け取ってから10業務日以内に専利権侵害技術相談意見書を完成させ、

かつ委託組織に発送するとともに、相談案件分析報告書を作成し、相談案件の審査を完了しなければならない。

第五章 現物証拠の保管

第十四条 委託組織が提出した現物証拠は立件及びプロセス管理処が保管し、合議体はこの現物証拠を調査することができ、案件終了後に立件及びプロセス管理処に引き渡して処理する。

第六章 附則

第十五条 この弁法の解釈権は復審・無効審判部研究処に帰属する。

第十六条 この弁法は公布した日から施行する。

専利権侵害技術相談委託書

専利番号：		分類番号：	
発明創造の名称：			
無効審判請求の有無： ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>			
委託組織：			
住所：		郵便番号：	
担当者：		電話：	携帯電話：
証拠資料リスト（案件に係る専利の授權公告文面、訴えられた権利侵害製品又は方法に係る関連の書証、物証、当事者の関連の意見陳述等）：			
委託組織の署名・捺印			備考
年 月 日			

復審・無効審判部作成

出典：2022年1月21日付け中国国家知識産権局ウェブサイト
https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/21/art_2644_176129.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。